

岡山市告示第 1216 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 28 年 12 月 27 日

岡山市長 大 森 雅 夫



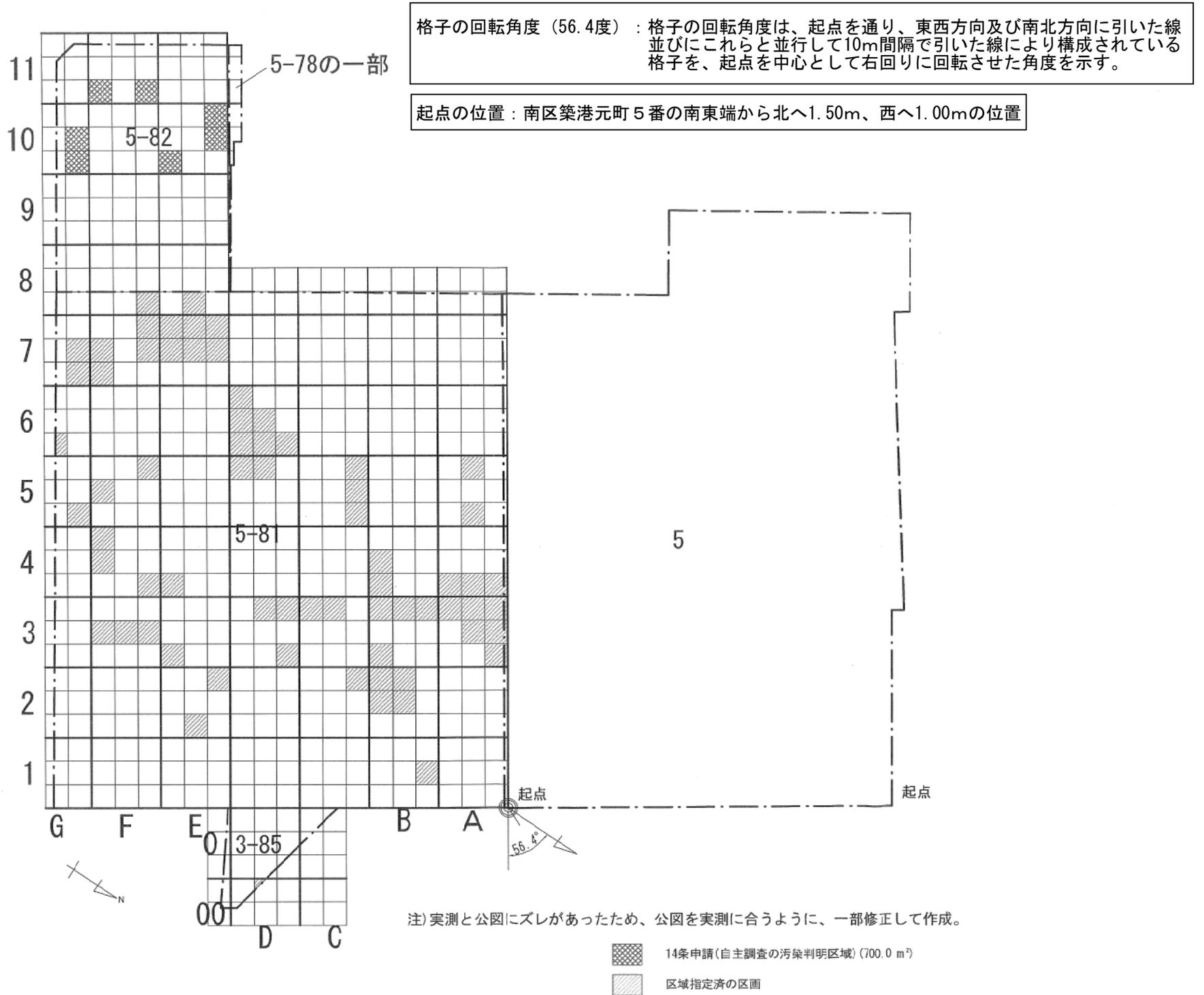
1 指定する区域

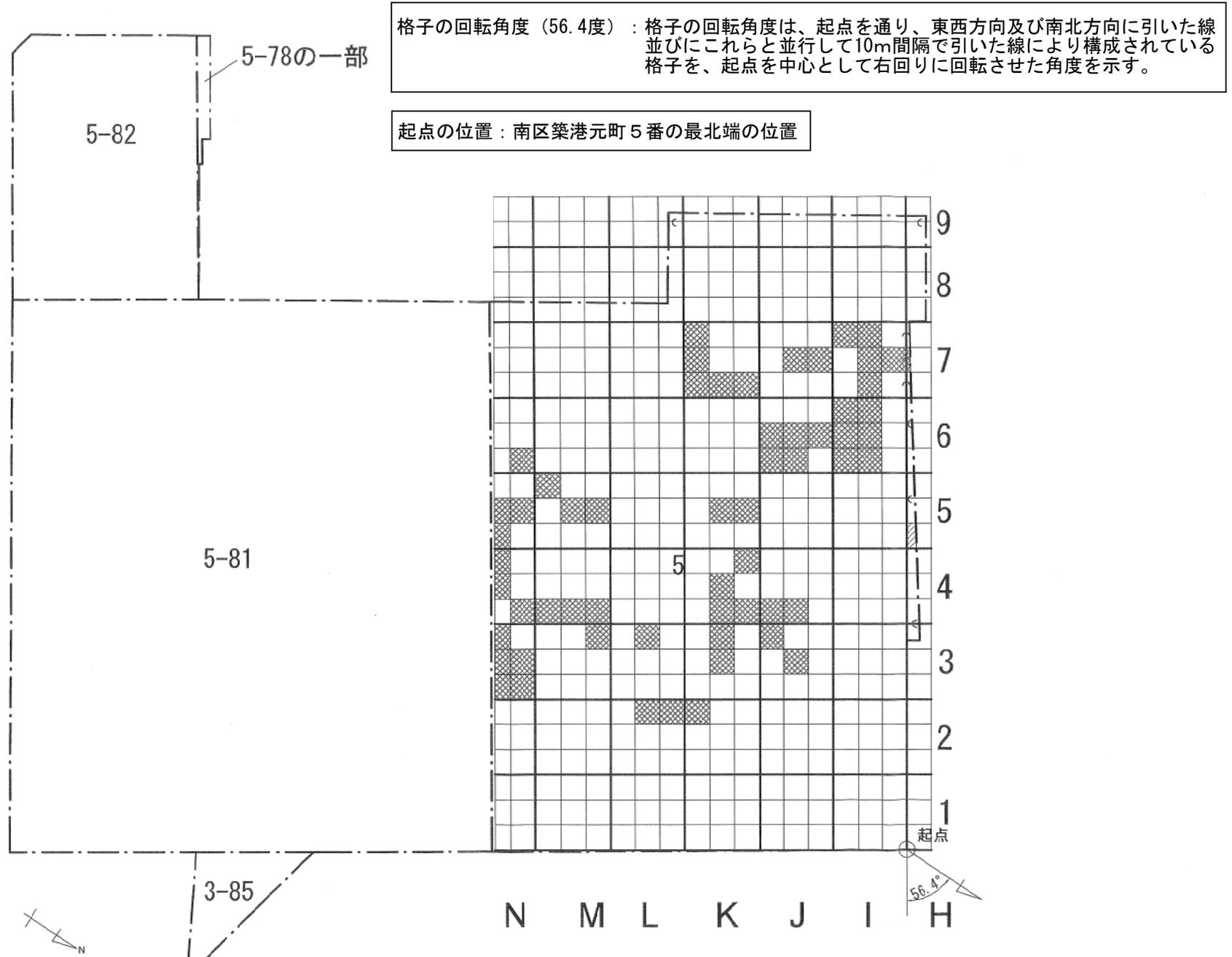
南区築港元町 5 番, 5 番 82 の各一部（別図 1～3 のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・ 砒素及びその化合物
- ・ ふっ素及びその化合物

別図1





格子の回転角度 (56.4度) : 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

起点の位置 : 南区築港元町5番の最北端の位置

注) 実測と公図にズレがあったため、公図を実測に合うように、一部修正して作成。

 14条申請(自主調査の汚染判明区域) (5,602.2 m<sup>2</sup>)

別図3

